3. 赤ちゃんが生まれたら

出生届

出生後14日以内に、住所地・本籍地・出生地のいずれかの市区町村に出生届を提出してください。

【必要な持ち物】

- 出生届（出生証明書に医師・助産師の証明がされているもの）
- 母子健康手帳　■本人確認書類（来庁者）

問い合わせ・提出先
市民課市民係　☎62-2111（内線142・143）／ 宮守総合支所　☎67-2111

児童手当

０歳から中学校卒業までのお子さんがいる方に支給されます。出生の翌日から15日以内に市民課又は宮守総合支所窓口（請求者が遠野市外にお住まいの場合は申請者の住所地の市役所等。申請者が公務員の場合は勤務先。）で申請してください。
※父母等のうち、所得の多い方が請求者となります。
※所得上限額があります。

【必要な持ち物】
・第１子出生の場合のみ（第２子以降は必要な持ち物はなし）

- 健康保険証（請求者）　■通帳（請求者）
- 個人番号（マイナンバー）カード又は個人番号通知カード（請求者及び配偶者）

※通知カードでの申請は、請求者の本人確認書類（運転免許証等）も必要です。

問い合わせ・申請先
市民課給付係　☎62-2111（内線146・147）／ 宮守総合支所　☎67-2111

養育医療給付

赤ちゃんが生まれた時の体重が2,000g以下の場合や、身体の諸機能が未熟なまま生まれた乳児が指定医療機関に入院したとき、保険診療の自己負担分の医療費が給付されます。詳しくはご相談ください。

問い合わせ・申請先　保健医療課母子安心係　☎68-3186

新生児聴覚検査受診票

新生児聴覚検査を受ける際に、医療機関へ提出してください。初回検査の費用について5,000円を上限に助成します。受診票は妊婦訪問時にお渡しします。新生児聴覚検査とは、赤ちゃんの聞こえに異常がないかを早く見つけるための検査で、生まれてすぐの入院中に実施されます。

産後健康診査受診票（2回分）

産後2週間健診、1か月健診を受ける際に、医療機関へ提出してください。1回につき5,000円を上限に費用を助成します。受診票は妊婦訪問時にお渡しします。（産後2週間健診は必要な方のみ、あるいは医療機関の健診実施状況により実施しない場合があります。）

問い合わせ
遠野市助産院　☎62-1103 ／ 保健医療課母子安心係　☎68-3186

乳児一般健康診査受診票

出生届を提出した際に、3回分を発行します。（遠野市以外に出生届を提出した場合は後日市民課市民係又は宮守総合支所でお受け取りください。）遠野市で実施していない1か月・9～10か月・1歳児の健康診査を受ける際に、医療機関へ提出してください。受診票の有効期限は1歳1か月になる前日までです。

問い合わせ
保健医療課母子安心係　☎68-3186

【県外で乳児一般健康診査を受診する場合】
県外での受診を希望される方は、事前に保健医療課にご相談ください。

【遠野市から転出した場合】
遠野市から転出した場合は、受診票を使用することができません。
転出先の市区町村担当窓口に受診票を持参し、ご相談ください。

乳幼児医療費受給者証

保険診療によってかかった医療費（一部負担金）を助成します。**出生の翌月末日までに申請してください。**赤ちゃんが生活保護を受けている場合は申請不要です。

【必要な持ち物】

- 健康保険証又は資格取得証明書（赤ちゃん）
- 通帳（父母等）

※4歳の誕生月末日まで所得制限はありませんが、助成額等の算定のため、所得等を確認します。遠野市で所得を確認できない場合（転入者等）は、上記に加えて対象年度の所得課税扶養証明書（父母等）もお持ちください。お母さんの妊産婦医療費受給者証申請にて、当該年度の証明書を提出済みの場合は、証明書の提出を省略することができます。

所得課税扶養証明書の提出が必要な方	受給者証の申請月	証明書の年度
令和4年1月1日時点で市外に住所があった方	令和5年7月まで	令和4年度（令和3年中の所得） ※令和4年1月1日時点の住所地で申請
令和5年1月1日時点で市外に住所があった方	令和5年8月から令和6年7月まで	令和5年度（令和4年中の所得） ※令和5年1月1日時点の住所地で申請

【お母さんがお持ちの妊産婦医療費受給者証について】

出産の翌々月（例えば、4月に出産の場合は6月）以降は、受給者証を使用できません。受給者証には有効期限（予定日）が記載されていますが、出産予定日の前月までに出産した場合は、有効期限が早まりますので、ご注意ください。

交付されていた受給者証は、有効期限が過ぎたら必ずご返却ください。（郵送可）

問い合わせ・申請先
発行に関して：市民課給付係　☎62-2111（内線146・147）
宮守総合支所　☎67-2111

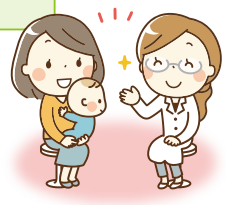

妊産婦通院費助成

市内に出産できる医療機関がないため、市外に通院する妊産婦さんへ経済的支援として交通費の助成をしています。お母さんの産後1か月健診終了後、6か月以内に申請してください。

【助成対象となる期間】

妊娠届出以降から産後1か月までの妊産婦定期健康診査の通院回数に応じ、交通費が助成されます。遠野市内から通院した妊産婦健診のみ対象となります。（里帰り先からの通院、入院中や遠野市助産院での健診は除く。）

【必要な持ち物】

- 母子健康手帳
- 産婦本人名義の通帳

※結婚により名字が変わった場合は通帳の名義変更を行ってください。

ハイリスク妊産婦については、タクシー・公共交通機関を利用した場合や宿泊費も助成対象となります。詳しくは遠野市助産院にお問い合わせください。

問い合わせ・申請先
遠野市助産院　☎62-1103 ／ 宮守総合支所　☎67-2111

新生児産婦訪問

出産された方全員に対し、産後1か月前後に市の保健師や助産師が赤ちゃんとお母さんの様子を伺いに家庭訪問します。体重測定や育児の相談などに対応しています。お電話で訪問日程をご相談します。

長期里帰り等で市外での訪問を希望される方はご相談ください。

問い合わせ　保健医療課母子安心係　☎68-3186

乳幼児健診等

～乳幼児健診は必ず受けましょう～

乳幼児健診は、お子さんが順調に育っているか、病気がないかを確認するためのものです。

また、育児上の心配や不安なことを相談できる場でもありますので、必ず受診しましょう！

※健診や相談に参加したら、チェック欄（□欄）にチェックを入れましょう。

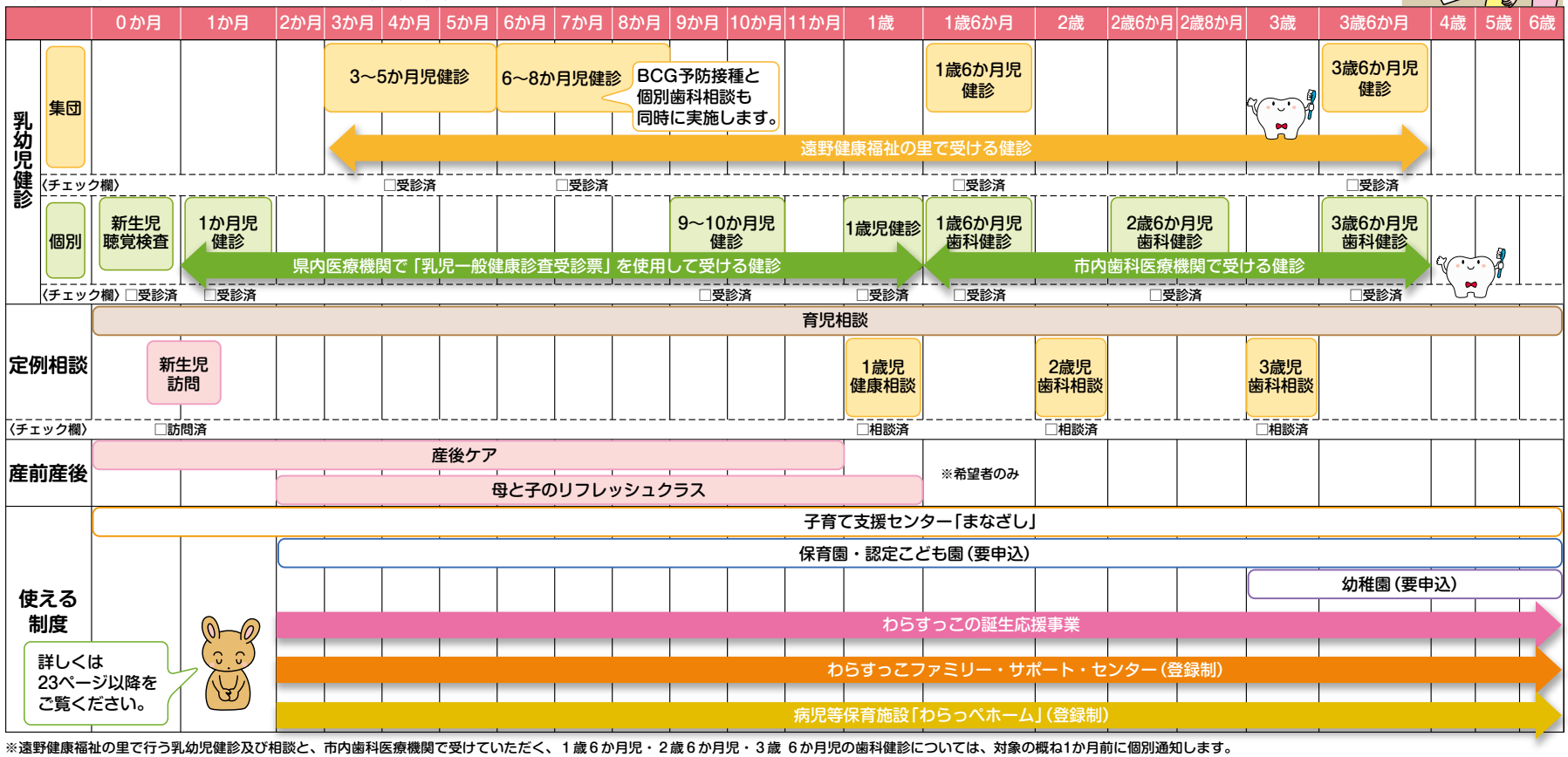

※遠野健康福祉の里で行う乳幼児健診及び相談と、市内歯科医療機関で受けていただく、１歳６か月児・２歳６か月児・３歳 ６か月児の歯科健診については、対象の概ね1か月前に個別通知します。

3～5か月・6～8か月・1歳6か月・3歳6か月児健診

受付時間　個別に案内（午後）
実施場所　遠野健康福祉の里
内　　容　問診、計測、診察、育児相談、離乳食、むし歯予防のお話

育児相談

内　　容　計測、育児のアドバイス
個別に対応します。お問い合わせください。

1歳児健康相談

受付時間　個別に案内（午前）
実施場所　遠野健康福祉の里
内　　容　問診、計測、育児のアドバイス、むし歯予防のお話、仕上げみがきの指導

2歳・3歳児歯科相談

受付時間　個別に案内（午後）
実施場所　遠野健康福祉の里
内　　容　個別相談、ブラッシング指導等

問い合わせ　保健医療課母子安心係 ☎68-3186

予防接種

予防接種はなぜ必要？

それは「病気に対する免疫をつけるため」です。病気にかかってしまうと、必ずしも症状が軽く済むとは限らず、重い症状が現れたり、後遺症を残したりする可能性があります。

もともと、赤ちゃんは生まれながらにお母さんからもらった免疫を持っていますが、その免疫は生後３～６か月位に効果が弱くなってしまいます。そのため、赤ちゃんはその効果がなくなる前に、自分で免疫をつけなくてはいけないのです。そのお手伝いをするのがワクチンです。

★予防接種の副反応について

予防接種を受けると、「副反応」といわれるアレルギー等の症状が起こる場合があります。接種を受ける前に、予防接種予診票と一緒にお渡しする「予防接種のしおり」及び「予防接種説明書」を必ずお読みください。

★予防接種を受けるときの注意

- **予防接種は、お子さんの体調が良い日に受けましょう。**
  体調が悪いときに受けると十分なワクチンの効果が得られない可能性や思いがけない副反応が起こる可能性があります。
- **「予防接種説明書」を必ず読み、予防接種予診票を記入しましょう。**
  予防接種の必要性や副反応について理解しておくことが大切です。

★予防接種後の注意

- 予防接種を受けた後30分間は、急な副反応により、体調の変化が起こる可能性があります。お子さんの様子をよく確認してください。
- 接種後、生ワクチンでは２～３週間、不活化ワクチンでは24時間、副反応が出ていないか注意しましょう。注射部位のひどい腫れ、高熱、ひきつけ等の症状が現れた場合、医師の診察を受けてください。
- 接種当日の入浴は差し支えありません。いつもどおりの生活をしましょう。

【予防接種に必要な持ち物】

- 母子健康手帳　- 予防接種予診票

※同時接種を希望する場合、「同時接種についての同意書」も必要です。

※予防接種は、ワクチンによって接種開始時期が異なります。18ページの予防接種スケジュールを確認し、接種可能な時期に忘れずに受けましょう。

★予防接種による健康被害救済制度について

- 予防接種を受けた後、極めてまれに入院治療が必要な場合や障がいが残るなどの重い副反応が起こることがあります。
- 健康被害が生じた場合は、医療費等の給付を行う救済制度が適用される場合があります。救済制度の申請が必要になった場合には、診察した医師及び遠野市保健医療課に、ご相談ください。

【遠野市外で予防接種を受ける場合】

かかりつけ医が市外にいる等の理由で予防接種を市外で接種する場合は、事前の手続きが必要です。接種予定日の10日前までに保健医療課で申請手続きをしてください。

※下記の医療機関は申請手続きが不要です。
- 花巻市：川嶋医院、こどもみらいクリニック
- 北上市：北上済生会病院、とどり小児科医院

【遠野市から転出した場合】

遠野市から転出した場合、遠野市発行の予防接種予診票は使用することが出来ません。転出先の市区町村母子保健担当窓口に母子健康手帳を持参し、予診票の交付を受けてください。

問い合わせ　保健医療課母子安心係　☎68-3186

予防接種スケジュール

～ベストなタイミングで、忘れずに受けましょう～
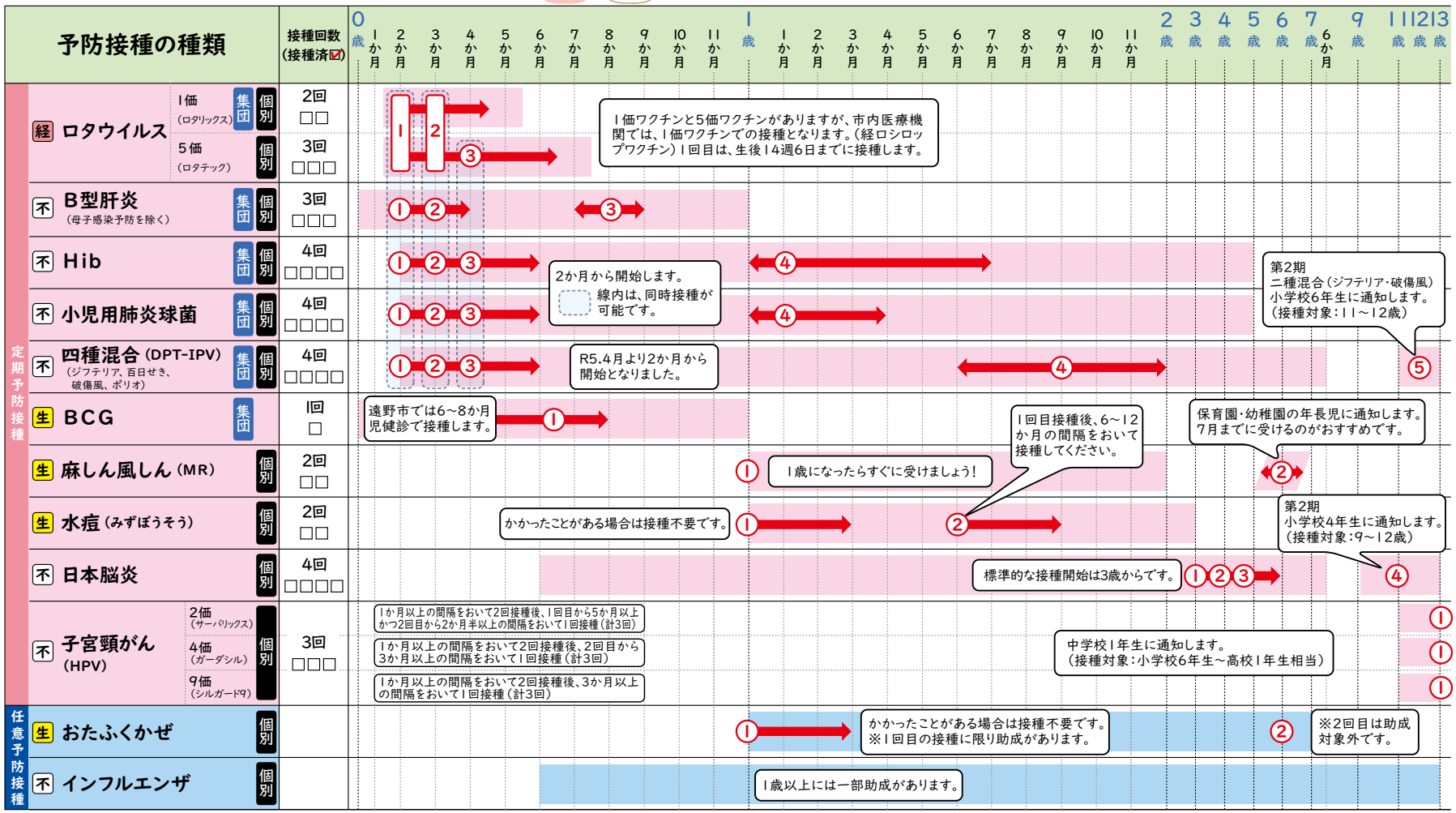
子どもをワクチンで防げる病気から守るために、
接種できる時期になったら忘れずに予防接種を受けましょう。